

第5回「医療基本法の制定にむけた議員連盟」ヒアリング

令和 元年10月25日 9:15～ 参議院会館1F 101会議室

医療基本法に期待するもの ～精神科医療の立場から～

公益社団法人 鳥取県医師会

会長 渡辺 憲

(社会医療法人 明和会医療福祉センター
渡辺病院 理事長/院長)

精神科医療に関連した法制度

『医療基本法』

成年後見制度

介護保険法

学校保健法

産業安全衛生法

障害者基本法

成育基本法

発達障害者支援法

障害者総合支援法

アルコール健康障害対策基本法

精神保健福祉法

医療法

精神疾患の特徴（他科疾患のとの相違点、共通点）

1. 疾患と障害が混在しやすい << 相違 >> 共通 >>
2. 病状が進行し重症になるほど、経過が長引き、障害も重度化しやすい
<< 共通 ≒ 相違 >>
3. 対人関係を含む社会的環境が病態に影響を与える << 相違 >> 共通 >>
4. 疾患によっては、病状が進行すると病識（病気としての自己認識）が障害され、治療を受けることへの判断が困難となることがしばしばみられる
<< 相違 >> 共通 >>

現在、精神科で取り組んでいること

1. 早期治療・予防

ライフサイクルを通じたメンタルヘルスの啓発と、精神疾患の早期発見・早期治療へ向けた保健・医療・福祉の連携（地域保健、学校保健、産業保健など）を進めている。

2. 多職種連携のチーム医療と患者の治療参画(SDM)

急性期の病態の患者に対し、多職種（医師、看護師の他、臨床心理士、精神科ソーシャルワーカー、作業療法士など）連携のもと、早期に集中した治療・リハビリテーションを行い、早期に社会復帰を目指すとともに、社会復帰後も、地域における諸機関と連携してケアならびに支援を継続する。また、治療決定のプロセスに、患者の積極的な参画（SDM: Shared Decision Making）を推進している。

3. 精神科ソーシャルワーカーの活躍

これらの院内および地域における連携の重要な要（かなめ）の役割を、精神科ソーシャルワーカーが担っている。治療前の相談・支援から始まり、入院と同時に担当者を決定。急性期、回復期、社会復帰期、社会復帰後の各フェーズにおいて、切れ目のない支援を継続的に行っている。

4. 精神科における地域の医療連携

精神科における病院と診療所との役割分担と連携、また、精神科と他の診療科との地域における相互理解と連携も進みつつある。

（ご参考 ▶ 「かかりつけ医と精神科医との連携マニュアル・第5版」：鳥取県医師会発行）

5. 精神科における地域包括ケアの推進

一般科と同様、精神科においても障害をもちながら住み慣れた地域で暮らす人を、保健・医療・福祉の多様なサービスを有機的に組み合わせ、支援を継続している。



-5-

当院の地域精神医療の背景 (平成30年度)

- I. 精神科病床 258床: ① 精神科救急入院(スーパー救急)病棟 54床
② 認知症疾患治療病棟 60床 ③ 精神療養病棟(3病棟) 144床 (一般科療養病棟 50床)
- II. 精神科病床年間入退院: ① 新入院 433人 ② 退院 427人
- III. 精神科病床平均在院日数: 213.8日 (うち、精神科救急入院病棟: 58.8日)
- IV. 精神科外来患者延べ数: 3,924人/月
- V. 年間精神科初診患者数: 1,127人

当院の職員構成 (令和元年10月1日現在)

全職員数 308名 ※()内は非常勤内数

医師 22名 (10) 薬剤師 7名 (1) 臨床検査技師・診療放射線技師 5名 (1)

看護師・准看護師 150名 (4) 作業療法士 22名 臨床心理士(公認心理師) 5名 (1)

精神科ソーシャルワーカー(精神保健福祉士) 13名

介護福祉士 62名 管理栄養士 2名 事務職員 21名

-6-

基本運営理念ならびに基本行動指針(倫理規程)(平成12年4月制定)

◆ 基本運営理念

当法人は、心のケアならびに高齢者の心身ケアの領域で、高い倫理性と温かい心、常に研鑽を続ける専門技術をもって、地域の健康基盤を高め、明るい豊かな地域社会づくりに貢献いたします。

◆ 基本行動指針 (I)

1. 私たちは、地域に広く開かれた医療・福祉機関のスタッフとして、すべての年齢、多様な疾病・病態・障害をもつ方々に対して、最善の努力をもって治療・ケア・生活支援にあたります。
2. 私たちは、「人にやさしい」「人を育てられる」「心の通い合う」チームづくり、医療・福祉環境づくりを常に心がけます。
3. 私たちは、地域に視点を持ち、常に学び合い、新しいニーズに迅速に対応できる医療・福祉チームを作り続けます。
4. 私たちは、医療・福祉の公共性を強く自覚し、法令・社会的規範を遵守いたします。

◆ 基本行動指針 (II) ～患者・利用者の権利の尊重・擁護～ (平成20年10月 追加 制定)

1. 私たちは、患者様・利用者様の人格を尊重し、やさしい心で平等に接します。(尊厳を保ち、平等にサービスを受ける権利)
2. 私たちは、医療・福祉サービスの内容や必要な事項について、分かりやすい言葉でていねいに説明します。
(説明を受ける権利)
3. 私たちは、患者様・利用者様の意思を十分に確認し、治療方法などを自らの意思で選択する権利を尊重します。
(選択する権利) -7-

4. 私たちは、患者様・利用者様に対して、快適な療養環境を保ちます。(快適な環境でサービスを受ける権利)
5. 私たちは、診療に関する記録等を適正に管理するとともに患者様・利用者様のプライバシー(個人情報)を守ります。
(個人情報保護の権利)
6. 私たちは、診療録等の開示を希望される患者様・利用者様に対し、十分な配慮をもって誠実に対応します。
(個人情報開示の権利)
7. 私たちは、院内各種委員会での審議結果に基づき、安全で安心できる医療・福祉サービスを提供します。
(安全なサービスを受ける権利)

精神科医療から医療基本法に期待するもの ～まとめに代えて～

1. 患者との信頼関係に基づき、患者とともに良質な精神医療を推進するため必要な多職種の人材が継続して維持される医療体制構築が医療基本法に謳われること
2. 病識が失われたり、治療に関する自己決定能力が障害されている患者ならびに行動に一定の障害をもつ患者等の治療について、精神保健福祉法と整合するものであること
3. 患者の個々の病状ならびに病態に合わせ、適切な医療が継続できるものであること
4. 経済格差等にかかわらず、平等な医療が提供されること
5. 医療は患者と医療者との協働で成り立つものであり、患者の努力義務も盛り込まれること